

# 林地台帳の取組状況について

平成28年9月

林野庁

# 林地台帳の整備(森林法)

- 市町村が林地台帳を作成し、その内容の一部を公表する仕組みを創設することにより、森林組合や林業事業者等が取り組む所有者や境界の特定、施業集約化を行いやすくする。

## ■現状と課題

森林の土地の所有者、所在、境界に関する情報等は、法務局、地方公共団体、森林組合等がそれぞれ保有しているものの、情報の種類、量、公表の有無等については、主体によって区々となっており、統一的にまとまった形で整備されていない。

### 【現状】

施業集約化を進めるため、森林組合や林業事業者等が、不動産登記簿、地籍調査、森林簿等の情報を独自に入手し、所有者を特定し、境界を明確化。

### 【課題】

森林組合等の自助努力のみでは、情報入手や所有者確認には限界があり、所有者や境界の特定が進まない状況。

不在村所有者の増加や所有者の世代交代等により、所有者や境界の特定が、今後ますます困難になるおそれ。

## ■改正後(創設)

市町村が、統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者等の情報を林地台帳として整備・公表することにより、森林組合等が台帳情報を利用して、効率的な施業集約化ができるようになる。

### 森林の土地に関する情報の把握

不動産登記簿、地籍調査、新たな森林の土地所有者からの届出、森林経営計画認定等の既存情報を活用

### 林地台帳の作成

森林の土地の所有者の氏名・住所、森林の土地の所在・面積・地目、境界測量の実施状況等を記載

### 林地台帳の公表

土地所有者からの修正申出

森林境界明確化事業の成果の反映

新たに土地所有者となった者からの届出

地籍調査結果の反映

### 林地台帳の修正(更新)

平成28年7月26日 「林地台帳の整備等に関する事務レベルの検討会(第2回)」資料

# 林地台帳及び地図 整備マニュアル(案)概要

平成28年7月

林野庁計画課

# 1 林地台帳整備マニュアル(案)について

## 林地台帳整備マニュアル(案)の構成

構 成		記 載 内 容
第1章	はじめに	本マニュアルの目的、記載内容について説明しています。
第2章	林地台帳及び地図の概要	林地台帳の概要、用語の定義等の基本的な事項について説明します。
第3章	林地台帳及び地図作成・整備の進め方	林地台帳及び地図作成作業の全体の流れと、地域の実情に応じた整備方針の検討等について説明します。
第4章	林地台帳及び地図の原案作成	林地台帳原案の作成方法、作成にあたり利用する情報元の確認、データの作成方法、留意点等について説明します。
第5章	林地台帳及び地図の整備	前章で作成した「原案」について、市町村が所有する情報等による修正や情報追加について説明します。
第6章	林地台帳及び地図の精度向上の取組	必須の作業ではありませんが、林地台帳及び地図の整備段階において対応が可能な精度向上に向けた取組をまとめています。
資料1	林地台帳及び地図の仕様	林地台帳および地図を電子データとして整備するに当たっての標準的な仕様です。
資料2	用語集 参考文献	本マニュアルに使用されている用語の解説と、関連法令等、関連図書類の紹介です。
資料3	Q&A集	林地台帳の整備に関する質問と回答です。

# 第1章 はじめに

## マニュアルの目的

### (林地台帳制度創設の背景)

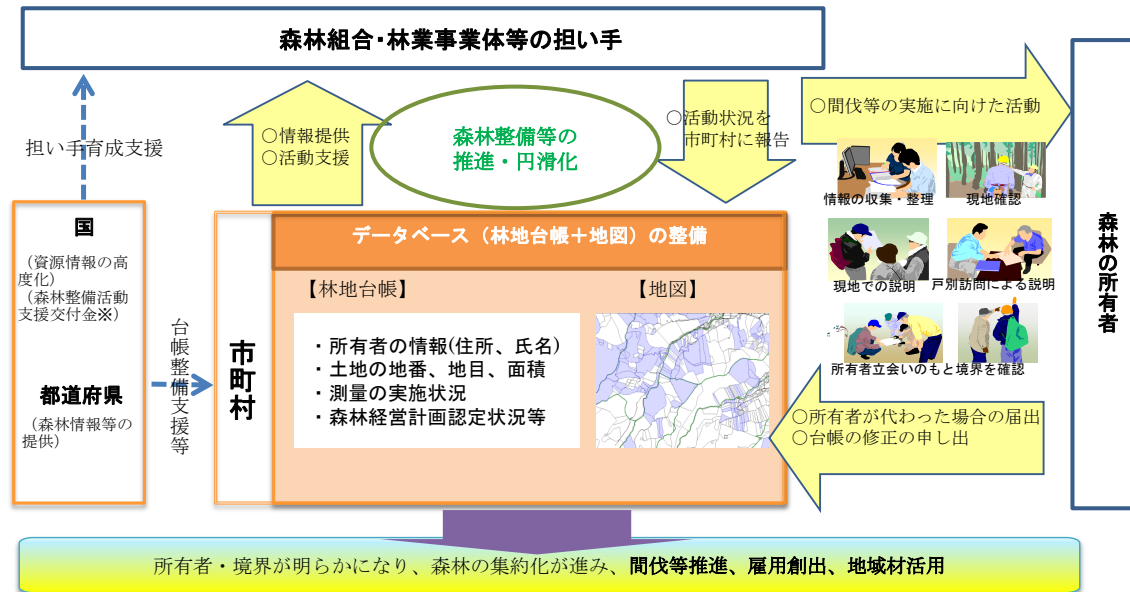
- 木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林経営意欲が低下する中、森林所有者の所在が不明な森林や林地の境界が不明確な森林が増加し、森林整備に支障
- こうした状況を踏まえ、平成28年5月の森林法(昭和26年法律第249号)の一部改正において、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設

### (林地台帳の目的)

- 林地台帳の整備により、
  - ・情報の修正・更新を適切に行うことにより所有者情報の精度が向上
  - ・森林組合や林業事業者が、森林の所有者に関する情報をワンストップで入手できることにより、施業集約化が促進

### (整備マニュアルの位置付け)

- 整備マニュアルは、都道府県による支援のもとで市町村が実施する林地台帳及び地図の円滑な整備が図られるよう、標準的な作業手順等をまとめたもの。
- 地域毎に整備の方法が異なることを踏まえ、整備の方針や作業のステージに応じた作業手順を記載。  
(林地台帳の運用に関しては、別途「運用マニュアル」を作成)





# 第3章 林地台帳及び地図作成・整備の進め方

## 作業の概要(全体)

- 林地台帳及び地図の整備に当たっては、都道府県が、①市町村の保有する情報や意向等を把握し、②整備方針や都道府県と市町村の役割分担を検討
- 整備方針に基づき、都道府県が林地台帳原案を作成し、市町村に提供
- 市町村は、自らが保有する情報(所有者届出、森林経営計画の認定状況等)を活用し、林地台帳原案を追加・修正

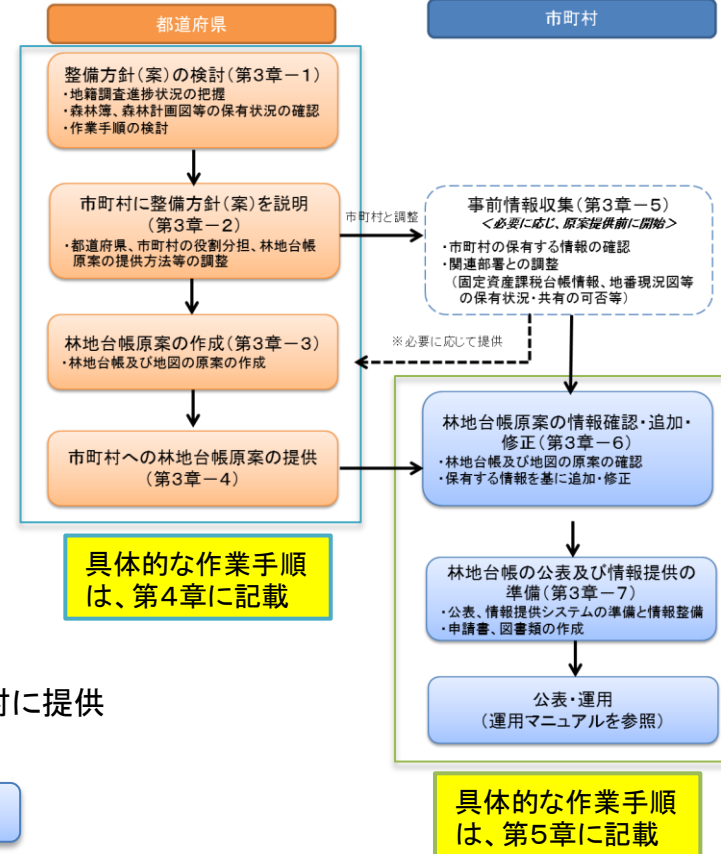
## 都道府県の作業(整備方針の作成、原案作成・提供)

- 森林簿における地番情報の有無や、地籍調査の進捗状況に応じて、必要な作業が異なるため、都道府県が、
  - ・都道府県、市町村が保有する情報の種類、管理状況
  - ・市町村における森林GISの整備状況
  - ・林地台帳等の活用に関する市町村の意向
 等を把握し、整備方針(案)を作成し、市町村と調整
- 登記情報や森林簿等を活用し、林地台帳及び地図の原案を作成し、市町村に提供

## 市町村の作業(原案の情報確認・追加・修正、公表等準備)

- 森林の土地の所有者届出や、森林経営計画の認定状況等、市町村が保有する情報等をもとに、林地台帳原案の記載内容を確認し、情報を追加・修正
- 林地台帳の情報量や、管理システムの導入・整備見込み等を踏まえ、公表や情報提供の方法を検討し、準備作業を実施

## 標準的な整備の進め方



※ 公表・情報提供等における事務手続き等の運用に関する事項については、運用マニュアルに記載

## 第4章 林地台帳及び地図の原案作成 ①

### 整備方針の作成

- 林地台帳及び地図の整備に必要な作業内容は、都道府県が保有する森林簿・森林計画図の地番情報の有無や、地籍調査の進捗状況、市町村が保有する情報やその情報の都道府県への提供可否によって様々
- このため、都道府県は、都道府県・市町村が保有する情報や、市町村における林地台帳の活用方法等の意向について把握し、林地台帳の整備方針(案)を作成
- 整備方針(案)について都道府県と市町村で調整を行い、最終的な整備方針を決定

#### 整備方針(案)の内容

- 全体工程(市町村別)
- 作業スケジュール
- 林地台帳原案の提供時期と提供方法
- 都道府県と市町村の役割分担
- 林地台帳の精度向上作業(必要性に応じて)

#### 整備方針(役割分担、作業スケジュール等)の作成

### 林地台帳原案を構成するデータ

- ◇ 地番関連情報 …… 登記情報や地籍調査結果の情報(所在、地番、地目、面積、登記簿上の所有者、地籍調査実施状況等)  
→ 登記情報は林地台帳原案に記載
- ◇ 林小班関連情報 …… 森林簿や市町村森林整備計画の情報(林小班、経営計画認定状況、公益的機能別施業森林等)  
→ 森林簿情報は林地台帳原案に記載。その他の情報は、台帳原案の提供を受けた市町村が追加。
- ◇ 地番と林小班的相関表 …… 林地台帳原案作成時に作成

#### 林地台帳データの構成(イメージ)

地番関連情報  
(登記情報等)

地番と林小班的  
相関表

林小班関連情報  
(森林簿情報等)



# 第4章 林地台帳及び地図の原案作成 ②

## 林地台帳原案作成パターン

※森林簿の地番表記が代表地番の場合を含む

森林簿に地番情報が**有る**

地籍調査**実施済**

地籍調査が**未了**

地籍調査成果が森林簿に**反映済**

地籍調査成果が森林簿に**未反映**

地籍図以外の、位置情報をもつ地図が**有る**

位置情報をもつ地図が**無い**

森林簿に地番情報が**無い**※

地籍調査**実施済**

地籍調査が**未了**

地籍図以外の、位置情報をもつ地図が**有る**

位置情報をもつ地図が**無い**

**パターンA**  
森林簿の地番情報から、地番と林小班の相関表を作成

**パターンB**  
地図と森林計画図を重ね合わせることで、地番と林小班の相関表を作成

**パターンC**  
公図や文献等をもとに、森林計画図に地番を付与し、地番と林小班の相関表を作成

林小班と結びついている情報(例:森林簿情報)と、地番と結びついている情報(登記情報、所有者届出等)をそれぞれ抽出

上記の情報を地番毎に結合・整理

# 第4章 林地台帳及び地図の原案作成 ③

## パターン別作業手順

➤ パターン毎に必要な作業の手順を記載。

### 主な作業

#### (1)資料収集

- ・登記情報の入手

#### (2)準備作業

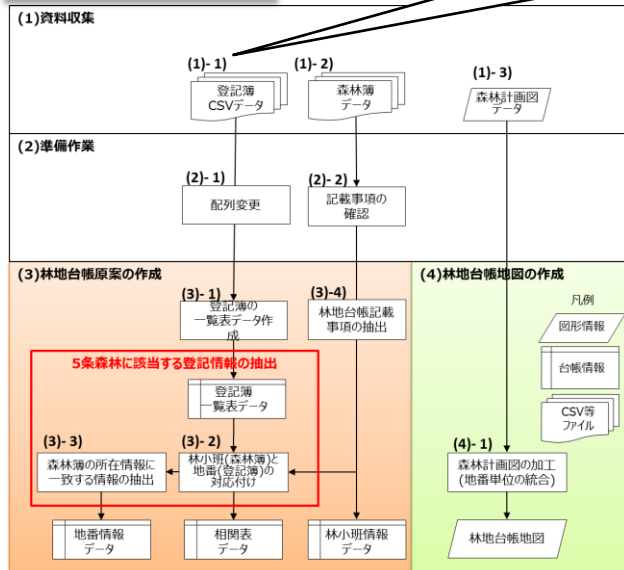
- ・登記情報の変換

#### (3)(4)林地台帳原案・地図の作成

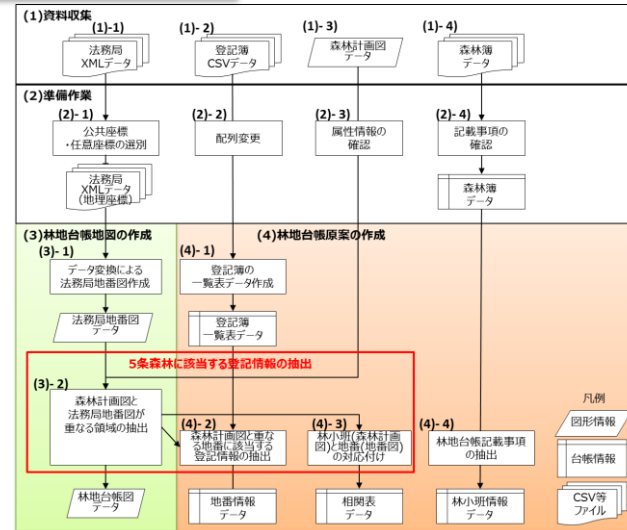
- ・森林簿情報の抽出(林小班毎)
- ・5条森林に係る登記情報の抽出(地番毎)
- ・森林GISによる図面の重ね合わせ(Bのみ)
- ・地番と林小班的相関表の作成
- ・森林計画図を活用した地図の作成(A、C)
- ・登記情報を活用した地図の作成(Bのみ)

### パターンA

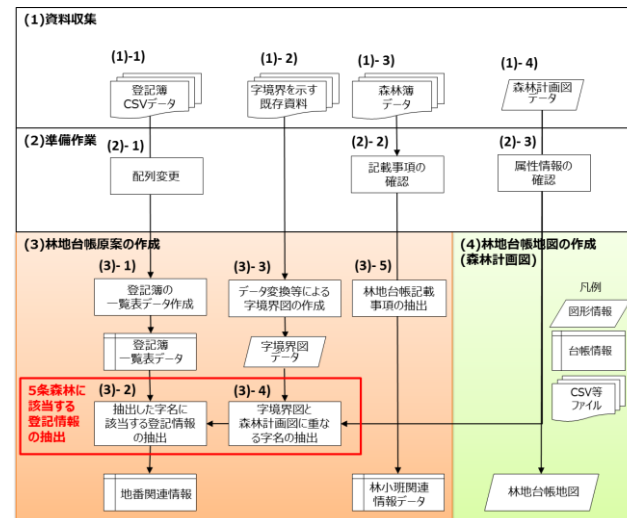
「(1-1)」など番号毎に後段で詳しく手順等を説明



### パターンB



### パターンC



# 第5章 林地台帳及び地図の整備

## 市町村が保有する資料の収集

- 市町村は、林地台帳原案と地図の情報を確認し、追加・修正(収集する資料の種類や入手先等を記載)
  - 種類・・・森林の土地の所有者届出、森林経営計画認定状況、境界の確認等に関する事業の実施状況、等
  - 入手先・・・市町村〇〇部局、森林組合、等

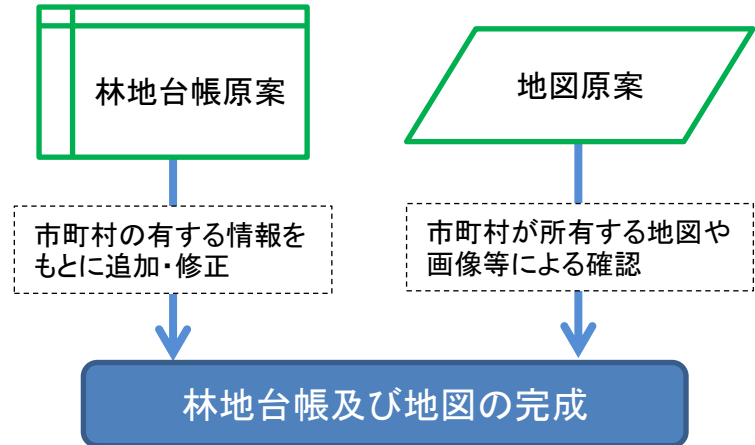
## 情報の追加・修正

- 市町村が所有する情報をもとに、林地台帳原案の空欄となっている個所への情報追加、記載内容の修正
  - 地図について修正の必要があるときは、根拠となる所有する地図や画像等を添えて、都道府県に報告し、調整
- 〔※市町村が保有する主な資料について、参照する情報を例示〕
- 簡易な林地台帳管理プログラムを用いた、追加・修正作業も可能

## 公表及び情報提供準備

- 閲覧・情報提供申請書・申請記録簿等の作成
- 森林GIS、簡易な管理プログラムへの情報の搭載

## 追加・修正作業の流れ



### (例) 所有者情報の追加・修正

「現に所有者している者、所有者とみなされる者」欄

※林地台帳原案では空欄の場合もあり

市町村へ提出された届出により、所在に対応する所有者を確認し、情報を追加・修正

<森林の土地の所有者届出書>

## 第6章 林地台帳及び地図の精度向上の取組

(注) 必須の作業ではないが、林地台帳及び地図の整備段階において対応できる、精度向上や情報確認等の取組を記載。

### 林地台帳情報の精度向上の取組

- 林地台帳原案に記載された所有者へのダイレクトメールの送付

### 地図の精度向上の取組

- 公図の仮配置図形を活用した林地台帳地図の作成
- 航空写真等を活用した、5条森林の区域の確認

## 資料

### データの標準仕様

- 林地台帳の公表・情報提供を行う際の統一様式
- 林地台帳のデータベースの標準仕様  
(ファイルの種類・命名規則・データ形式、データベースのフィールド名・データ定義、半角文字使用ルール 等)
- 地図の標準仕様 (縮尺(1/5000)、ファイルの種類・座標系・属性情報 等)

### 用語集・参考文献

### Q&A

- 都道府県、市町村から寄せられた質問等を踏まえ、林地台帳の整備に関するQ&A及び用語集・参考文献を記載

## 2 整備マニュアル作成スケジュールについて

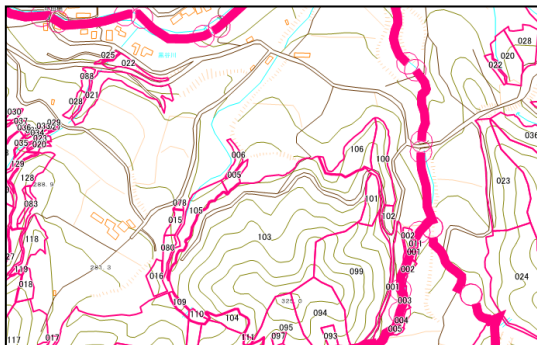
7月26日	第2回 事務レベル検討会(整備マニュアル(案)説明)
7月下旬～8月上旬	都道府県への意見照会や事務レベル検討会での意見等を踏まえ修正 → 整備マニュアル(修正案)作成
8月下旬	整備マニュアル(修正案)の調整(事務レベル検討会構成員)
9月下旬(予定)	第2回 協議の場(整備マニュアル(最終案)説明)
9月下旬～10月上旬	協議の場の意見を踏まえ修正 → 整備マニュアルの完成

※都道府県ブロック会議を9月下旬～10月上旬に開催

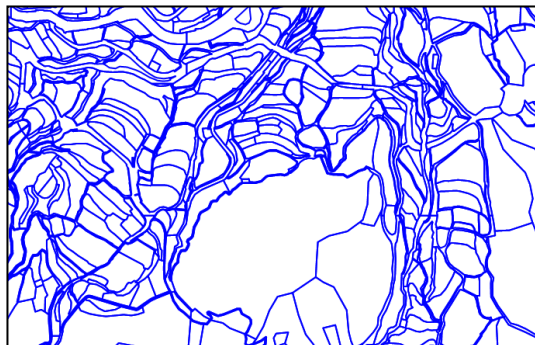
# (参考)地図作成のイメージ

(資料提供:愛媛県)

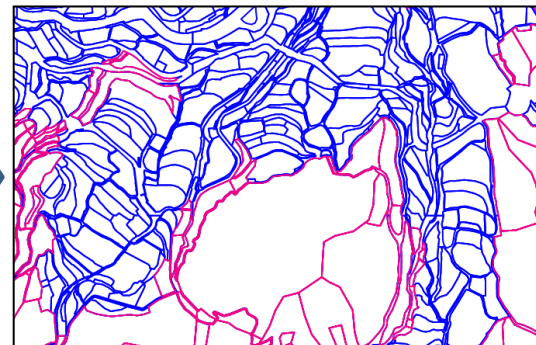
① 森林計画図(5条森林の区域)



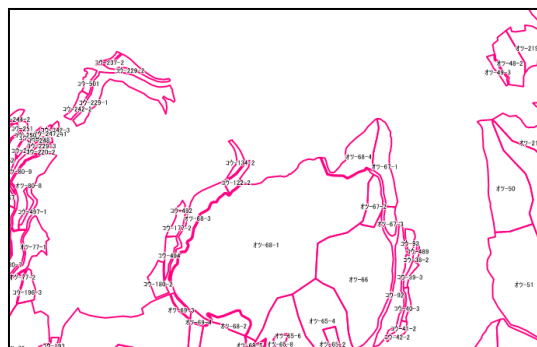
② 地籍図



③ 森林計画図と地籍図の重ねせ

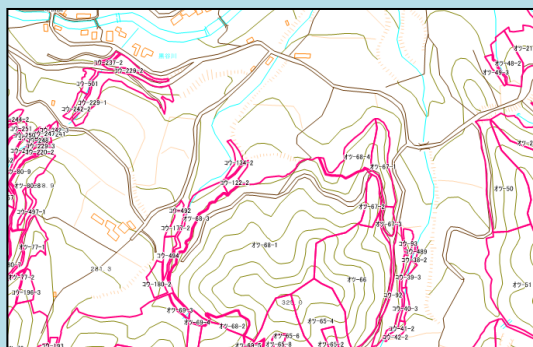


④ 5条森林に係る地籍図  
=林地台帳地図(公表予定の地図)



➤ 地形図や空中写真を重ねることで、利便性が向上。こうした地図の提供は林地台帳の効果的な活用に資するもの(台帳活用の推奨事例)

林地台帳地図と地形図



林地台帳地図と空中写真



※上記は民間地図・空中写真を活用した事例です。